

下村 地区

2009年11月発行
下村地区まちづくり協議会

田園まち 通信

vol. 8



総会へのご出席よろしくお願ひします。

下村地区まちづくり協議会 総会開催のお知らせ

暮秋の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

下村地区では、昨年まちづくり協議会を設立し、「田園まちづくり計画」の策定を進めてまいりました。ようやくその案が仕上がり、このたび、総会を開催する運びとなりました。

「まちづくりの方針」や「特別指定区域」など、集落にとって非常に大切な議案についての審議を行います。万障お繰り合わせの上、ご出席いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

※不参加の場合は、下記委任状を隣保長まで提出してください。

日時 **11/27** [金]
19:30 ~ 21:00

場所 下村公民館

- 議案
- ①地区まちづくり計画（案）の審議
 - ・まちづくりに関する方針（案）
 - ・まちづくり構想図（案）
 - ・まちづくり区分図（案）
 - ・土地利用計画図（案）
 - ②特別指定区域（案）の審議

[連絡先] 下村地区まちづくり協議会 (/)

きりとり

委任状

私は、_____ を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

記

下村地区まちづくり協議会総会 議案審議

平成21年 月 日

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

下村地区田園まちづくり計画・縦覧資料に対する 「意見書」の概要と回答

去る9/16～30、下村公民館にてまちづくり計画案及び特別指定区域の指定案についての縦覧を行いましたところ、5通(8項目)の「意見書」が寄せられました。以下にその概要と回答をまとめています。

種別	内容	土地利用計画案	回答
要望	A 「特別指定区域」への指定を希望 ----- 「地縁者の住宅区域」への指定を希望	農振農用地(現況)	⇒ <input type="checkbox"/> 農振農用地であるため、指定はできません。
	B 今の敷地に血縁者の住宅を建築希望	農業区域	⇒ <input type="checkbox"/> 農業区域であるため、原則としてできません。 <input type="checkbox"/> ただし強制ではなく、まちづくり協議会からの申し入れ事項となります。 <input type="checkbox"/> 今の許可基準を満たしていれば、分家住宅・農家住宅の建築は可能です。
	C 「新規居住者の住宅区域」への指定を希望	農業区域	⇒ <input type="checkbox"/> 既存集落から50m以内でないため、指定はできません。
提案	D 誰でも建築可能な区域の拡大を提案	—	⇒ <input type="checkbox"/> 制度上はあと10戸程度であれば拡大可能です(過去最大人口(平成8年)まで可)。
	E 「地縁者」の条件緩和を提案	—	⇒ <input type="checkbox"/> 血縁関係は不要です。 <input type="checkbox"/> 八幡小学校区内に通算10年以上住んでいることが条件となります。
	F 敷地面積の最低限度を200㎡に引き下げを提案	—	⇒ <input type="checkbox"/> (本制度による制限ではないので別途検討) <input type="checkbox"/> 集落として市に要望することを検討中。
質問	G 分家住宅を新たに建築した敷地は集落区域に変更可?	—	⇒ <input type="checkbox"/> 個々の建築行為ごとに見直しはできません。 <input type="checkbox"/> まちづくり協議会の区域全体での見直しはあり得ます。

-「縦覧」以降の変更点.....
- ①「特別指定区域」の「新規居住者の住宅区域」を1箇所追加。
 - ②全体の計画区域を変更(16隣保中の船町分を除いた)。